

# 感染症への対応

## 1. 健康管理と疾病予防

- ①自分の健康状態に関心を持つ。
  - ・自分の平熱を知り、体調がおかしいと思ったら登校前に体温測定をする。
  - ・実習に出掛ける前に体温測定をする。
- ②予防対策をする。
  - ・手洗い、含嗽を忘れずに行う。
  - ★登校時の教室入室前、ピュアラビングで手指消毒を行う。
  - 食事前、トイレの後、下校時には、必ず流水と石鹸で手洗い、手指消毒を行う。
  - ・マスクを着用し、咳エチケットを徹底する。(下記参照)
  - ・ソーシャルディスタンスを保つ。
  - ・食品の衛生管理…食品、特に肉・二枚貝はよく火を通して食べる。
- ③気温に応じた衣服の調整を行う。
- ④時々換気をし、室内環境を整える。
- ⑤抵抗力を高める…体内に侵入した病原体と戦う力(体力・免疫力)をつける。
  - ・バランスのとれた食事、適度な運動・休息、規則正しい生活管理

### <咳エチケット>

- \*咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ 1m 以上離れる。
- \*鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てる。
- \*咳をしている人にマスクの着用を促す。
  - ・マスクは正しく使用する(下記参照)
  - ・通常の市販のマスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐが、健康な人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではない…ことを知っておく

### <マスクの正しい着用の仕方>



図の引用：政府広報オンライン

- ・マスクを外す時はひもを持って外し、マスクの表面に触れないようにする。

### ⑥ 予防接種を受ける。

<麻疹、風疹、水痘、耳下腺炎>

- ・入学後、最初の健康診断で、それぞれの抗体価検査を行う。
- ・抗体価陰性（基準を満たさない）場合は、実習開始前に予防接種(追加接種)を受けて担任に報告する。
- ・ただし、母子手帳などで2回予防接種をしていることが証明されれば追加接種は不要である。
- ・2回予防接種をしても抗体なしの場合は抗体ができないものとして扱う。

<インフルエンザ>

- ・流行期に入る前（11月頃）にインフルエンザ予防接種を受ける。

## 2. いつもと違うと感じたら

① 「いつもと違う」「なんか変」と感じたら、教員に報告する。

② 自分の状態を把握する。

- ・体温は平熱と比べてどうか
- ・呼吸器症状（咳・鼻汁・咽頭痛）はないか
- ・腹部症状（腹痛・下痢・嘔気・嘔吐）はないか

★下痢が1回で落ち着けば、流水と石鹸で手洗いをしっかりして登校可能だが、必ず教員に報告する

③ 状態に応じて近隣の病院を受診する。

④ 感染症と診断された場合、もしくは疑われる場合は周囲の人との接触を避ける。

- ・学院・病院に登校せずに電話で連絡する
- ・マスクを着用する

★症状を隠して学院・実習に行くことは絶対にしないこと

テスト、演習、実習など休まず出席が理想だが、感染症または疑いと診断された時は後日追試・補習を行うので、感染拡大防止のために休むこと

## 3. 学内・病院内で発症したら…

速やかに教員に報告する。感染拡大防止策が必要となる。

\*下痢をした場合は、使用したトイレの消毒をする

- ・学内：教務室にいる教員に報告し、指示に従う
- ・病院内：実習指導者もしくは実習担当教員に報告し、指示に従う

### 3-1) ノロウイルス感染を疑う症状が発生した場合の対応

\*2回以上、下痢をした場合は、ノロウイルス感染に準じた対応をする。

①下痢・嘔吐した場合は、速やかに教員に報告する。

症状、発生時刻、接触した人、使用したトイレ、トイレ後に触れた箇所、嘔吐した場所等を伝える

②受診する。

・診察の結果を教員に連絡する

・診断書を提出する（診断書は回復後に登校した時に持参してもよい）

③ノロウイルス感染の場合は、症状が消失した後 48 時間経ってから登校可能。

・ノロウイルスによる胃腸炎は、学校保健安全法に基づく出席停止の感染症には規定されていないが、感染力が強いため、上記の措置をとる。

・発症から 1 か月ほど、糞便中にウイルスが排泄される可能性がある。二次感染予防のために、1 か月間は使用後の便器の消毒が必要。登校したら担任・副担任、または教務室にいる教員に報告し、トイレの消毒方法の指導を受ける。

・学校で排便時は専用のトイレを使用し、自分で消毒する。

### 3-2) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状が発生した場合の対応

①速やかに教員に報告する。

②受診する。

・診察の結果を教員に報告する

・診断書を提出する（診断書は回復後に登校した時に持参してもよい）

③学校保健安全法に基づき、発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで出席停止となる

忘れないで！ 感染症が疑われる時は・・・

#### 1. 感染を拡大させない

症状を隠さず速やかに報告する・登校しない・消毒など必要な処置を行う

#### 2. 回復を図る

早めに受診をして適切な投薬を受ける・ゆっくり休む

#### 3. 学習の保証

診断書の提出（診断書がなければ補習や追試は受けられない）